会計処理規程

1. 総則

（目的）

1. この規程は、社団法人全国日本学士会（以下、本会という。）の会計に関し必要な

事項を定め、本会の収支の状況及び財産の状態を明らかにするとともに、真実明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

1. この規程は、本会の会計に関する事項に適用する。

（会計の原則）

1. 本会の会計は、法令、定款及びこの規程の定めによるほか、公益法人会計基準に

準拠して処理しなければならない。

（会計年度）

1. 本会の会計年度は、定款に定める年度に従い、毎年4月1日より3月31日までと

する。

（会計区分）

1. 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は、事業遂行上必要のある場合

に設けるものとする。

（会計責任者）

1. 会計責任者は専務理事（兼事務局長）とする。ただし、会計責任者に事故あると

きは事務局次長がこれに代わって職務を代行することができる。

1. 勘定及び帳簿

（勘定科目）

1. 本会の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

（帳簿等）

1. 会計帳簿は次のとおりとする。
	1. 主要簿

　　　　ア　会計伝票（仕訳帳に相当）

　　　　イ　総勘定元帳

* 1. 補助簿

2　主要簿及び補助簿の様式は別に定める。

（帳簿書類の保存）

1. 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。
	1. 予算決算書類　　　　　　永久
	2. 会計帳簿、伝票　　　　　10年
	3. 証拠書類　　　　　　　　10年
	4. その他の会計書類　 　　　5年

2　前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行

うものとする。

第3章　予　　算

（予算の目的）

1. 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の

円滑な運営に資することを目的とする。

（予算の作成）

1. 本会の事業計画と予算は、毎事業年度開始前に作成し、総会の承認を得て会長が

定める。

2　前項の事業計画及び予算は、主務官庁に届け出なければならない。

（予算編成と執行の例外）

1. 予算編成は前条のとおり事前議決主義を原則とするが、止むを得ない事由により

事業年度開始前に承認を得られなかった場合は、例外として会長の承認により、その間の収支については前年同月の実績額の範囲内において執行を認める。

（予算の執行者）

1. 予算の執行者は会長とする。

（予算の流用）

1. 支出予算科目間の流用は原則として許されないが、止むを得ない事由による場合

で会長が特に必要と認めたときは、科目区分の大科目中の中科目又は小科目間の流用につき例外としてこれを認める。

（予備費の計上と使用）

1. 予測し難い支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

2　予備費を支出する必要のあるときは、会長の承認を得なければならない。

（予算の補正）

1. 予算の補正を必要とするときは、会長は補正予算を作成して、理事会の承認を得、

主務官庁に届け出なければならない。

第4章　出　　納

（金銭の範囲）

1. この規程において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

2　現金とは、通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

3　手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

（出納責任者）

1. 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2　出納責任者は、会計責任者が任命する。

（金銭出納）

1. 金銭を収納したときは日々銀行に預け入れ、会計責任者が必要と認めた場合を除

き、支出に充ててはならない。

2　領収証は出納責任者が発行し、事前に発行する場合は会計責任者の承認を得て行う。

3　支出は、少額のものを除き、原則として銀行振込みによることとし、会計責任者の承認

を得て行う。

4　会計責任者の承認により小切手払とする場合は、横線小切手によらなければならない。

（預金及び公印管理）

1. 預金の名義人は、会長とする。ただし、事務処理上必要な場合、会長の承認を得

て専務理事名義の口座を開設することができる。

2　出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。

3　金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、会長の承認を受けなければならない。

（手許現金）

1. 出納責任者は、日々の現金支払に充てるため、必要最小限の手許現金をおくこと

ができる。

（残高照合）

1. 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

2　預貯金については、毎月末、金融機関の残高を確認し、帳簿残高と照合してその正確性を期さなければならない。

3　前2項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章　財　　務

（資金の調達）

1. 本会の事業運営に要する資金は、基本財産及び運用財産より生ずる利息、入会金、

会費、事業収入、寄付金、その他の収入によって調達するものとする。

（資金の借入れ）

1. 前条に定める収入により、なお資金が不足する場合又は不足する恐れがある場合

には、金融機関等からの借入金により調達するものとする。

2　その事業年度の収入をもって償還する短期借入金については、借入れをしようとする

ときは、理事会の議決を経なければならない。

3　長期の借入れをしようとするときは、定款第49条により理事現在数及び正会員現在

数の各々3分の2以上の議決を経なければならない。

第6章　固定資産

（定義）

1. 固定資産とは、次の各号をいい、基本財産とその他の固定資産を区別するものと

する。

（1）基本財産

ア．土地（基本財産として特定した土地）

イ．建物（基本財産として特定した建物）

ウ．定期預金（基本財産として特定した定期預金）

エ．貸付信託（基本財産として特定した貸付信託）

オ．有価証券（基本財産として特定した有価証券）

カ．減価償却引当預金（基本財産たる建物の減価償却相当額を積立てた預金額等）

（2）その他の固定資産

　　　　ア．土地

　　　　イ．建物（建物には付属設備を含む。）

　　　　ウ．構築物

　　　　エ．車両運搬具

　　　　オ．什器備品

　　　　カ．建設仮勘定（建設中又は製作中の有形固定資産、工事代金の前払金、手付金等を含む。）

　　　　キ．借地権

　　　　ク．電話加入権

　　　　ケ．敷金・保証金（事務所等を賃借する場合の敷金・保証金）

　　　　コ．投資有価証券（長期所有を目的とする公社債等）

　　　　サ．退職給与引当預金（退職給与に係る支払資金として特定した預金額等）

　　　　シ．減価償却引当預金（固定資産の再調達のため減価償却相当額を積立てた預金額等）

2　その他の固定資産に掲記した有形固定資産とは、耐用年数が1年以上で、かつ、取得

　価額が20万円以上の使用目的の資産をいう。

（取得価額）

1. 固定資産の取得価額は、次による。
	1. 購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用
	2. 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の帳簿価額
	3. 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

（固定資産の管理）

1. 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び異動について記録し、異動、毀損、

減失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

（登記及び担保）

1. 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、火災等の損害を受けるおそれのあ

る固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

2　固定資産を担保に供する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

（減価償却）

1. 固定資産のうち減価償却を要するものについては、毎会計年度、減価償却を実施

するものとする。

2　前項の減価償却は、定率法により行う。

第7章　物　　品

（定義）

1. 物品とは、事務用器具備品や消耗品、図書等で、取得価額30万円未満の有形固定

資産をいう。

（物品の管理）

1. 物品については、原則として、台帳を備え第27条を準用して管理する。

第8章　決　　算

（決算の目的）

1. 決算は、一定期間の会計記録を整備し、当該期間の収支を計算するとともに、そ

の期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

（重要な会計方針）

1. 本会の重要な会計方針は、次のとおりとする。

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法：最終仕入原価法による原価法により評価してい

る。

（2）有価証券の評価基準及び評価方法：満期保有目的の債券は、銘柄別個別法により評

　　価している。

（3）固定資産の減価償却の方法：固定資産の減価償却方法は定率法によっている。

（4）引当金の計上基準：退職給与引当金については期末退職給付の要支給額に相当する

金額を計上する。

（5）消費税等の会計処理：消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

（計算書類の作成）

1. 本会は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び次の決算書類を作成し、理

事会の承認を得なければならない。

（1）収支計算書（及び総括表）

（2）正味財産増減計算書（及び総括表）

（3）貸借対照表（及び総括表）

（4）財産目録

（鑑査及び報告）

1. 前条の決算書類は、監事の監査を受け、総会の承認を得た後に、事業報告書とと

もに主務官庁に報告する。

（改廃）

1. 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附　則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

この規則は、平成23年4月1日から改正施行する。